

あなご

No.197

- 大** いなる使命感に燃え
- 崎** 先(未来)を見据えた情報を発信し
- 法** 人として税の知識を深め
- 人** 材の育成と豊かな社会の創造に貢献し
- 会** 活動を通して地域企業の健全な経営と発展を応援する団体です

入賞作品

第9回

税に関する絵はがきコンクール

東北税理士会古川支部長賞



古川第三小学校
大場 葉

古川税務署長賞



古川第五小学校
及川 莉子

大崎市長賞



中坪小学校
相澤 遥香

副会長賞(税制担当)



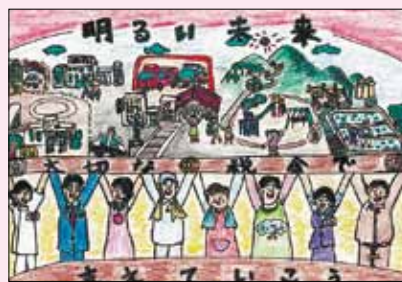
北浦小学校
青山 桔梗

大崎地区税務関係
団体協議会会長賞



古川第五小学校
門真 由佳

大崎法人会会長賞



青生小学校
鈴木 彩伽

女性部会長賞



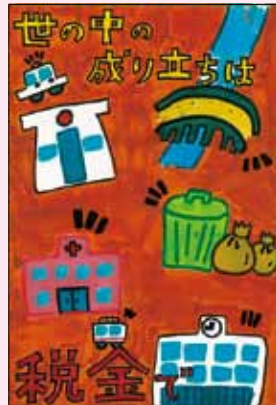
古川第一小学校
鈴木 涼子

広報委員長賞



不動堂小学校
阿部 未以奈

税制委員長賞



古川第四小学校
佐々木 日向

副会長賞(広報担当)



古川第三小学校
齊藤 来海

和やかに新春企業交流会を開催

◇中島宮城県議会議長の祝辞



◇伊藤大崎市長の祝辞



◇佐藤法人会会長の挨拶



新春お笑い寄席

平成29年1月27日(金) 芙蓉閣

満員御礼

◇村田古川商工会議所会頭の乾杯



◇終始来場者を笑いで包んだ六華亭遊花さん



◇多くの御来賓に
駆けつけて頂きました



◇税に関する絵はがき
コンクールの入賞作品を紹介

◇会場は、350人以上のお客様



◇会長賞は菅根さん(古川)に
当たりました

青年部今年も「うめえがすと鍋まつり」に寄付活動で出店

日 時：平成29年2月11日（土）
 場 所：加美町花楽小路イベント広場
 内 容：『第17回うめえがすと鍋まつりin加美』
 鍋 名：「ベリー-goodな加美べこ鍋」
 販売数：350食
 担 当：青年部会



絵はがきコンクール入賞選考会

日 時：平成29年1月27日（金）
 会 場：芙蓉閣
 内 容：『税に関する絵はがきコンクール
 応募作品入賞選考会』
 選考者：古川税務署長・大崎市長・大崎
 地区税務関係団体協議会長・東北
 税理士会古川支部長他法人会役員
 応募数：大崎管内小学校6学年13校355枚
 担 当：女性部会



地域の活性化について学ぶ

日 時：平成29年1月16日（月）
 会 場：加美町 サンパレスマルト
 内 容：『アウトドアを活かした
 地域活性』
 講 師：株式会社モンベル
 取締役本部長 竹山 史朗 氏
 担 当：加美支部



本年5月30日施行!

個人情報 を 事業 に 活用 する

すべての事業者に個人情報保護法が適用されます

個人情報保護委員会

平成27年9月に個人情報保護法が改正され、本年5月30日から施行されます。施行日以降は、顧客や従業員の個人情報(氏名・電話番号・住所等)を紙面やパソコンで名簿化して事業に活用している全ての事業者は、個人情報保護法のルールに沿った個人情報の取扱いが求められます。

個人情報保護法とは?

個人の権利・利益の保護、個人情報の有用性とのバランスを図りつつ、民間事業者における個人情報の取扱いに関する法律が「個人情報保護法」(個人情報の保護に関する法律)です。

個人情報とは?

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものをいいます。

例えば、氏名、住所、電話番号、生

年月日、顔写真、顔認識データ、指紋認識データ、マイナンバー、旅券番号、免許証番号等です。

個人情報保護法を守らなければならない事業者とは?

個人情報保護法を守らなければならない事業者とは、個人情報を紙面やパソコンで名簿化するなど、データベース化して事業活動に利用している者のことをいいます。

法人に限定されず、営利・非営利の別は問われないため、個人事業主やNPO・自治会等の非営利組織であっても、個人情報保護法を守らなければなりません。

改正前は、事業に活用する個人情報が5千人分以下の事業者は、個人情報保護法が適用されませんでした。

しかし、情報技術の進展など、個人情報の取扱いに関する環境が変化して

きたことから、個人の権利・利益が適切に保護されるよう、改正後は、個人情報を取り扱うすべての事業者が個人情報保護法を守らなければならないことになりました。

個人情報を取り扱う際の注意点!

■個人情報 は、利用目的を定めて、その目的の範囲内で利用すること

どのような目的で個人情報を利用するのかについて、具体的に特定しなければなりません。また、特定した利用目的は、本人に通知、又は公表する必要があります。

■情報漏えい等が生じないように安全に管理すること

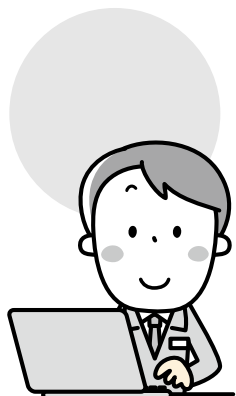
紙の顧客台帳は鍵のかかる引き出しで保管したり、パソコン上の顧客台帳にはパスワードを設定したりするなどの安全に管理するための措置をとる必要があります。

■個人情報を本人以外の第三者に渡す際は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ること(個人情報を名簿化した際に必要となるルールです)

例外として、法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合、公衆衛生・児童の健全育成に必要な場合、国等に協力する場合には、本人の同意がなくても、個人情報を第三者に渡すことができます。

■本人からの請求に応じて、個人情報を開示、訂正、利用停止等すること(個人情報を名簿化した際に必要となるルールです)

■個人情報の取扱いに関する苦情にきちんと対応すること



個人情報保護法の 5つの基本チェックリスト

① 個人情報を取得する際のルール

《 個人情報を取得する際、何の目的で利用されるか本人に伝わっていますか? 》

解説

- 企業が個人情報を利用するにあたっては、あらかじめ利用目的を特定する必要があります(例:購入商品の発送のため)
- 個人情報を取得する際は、特定した利用目的を本人に伝えるか、あらかじめHPや店頭での掲示などで公表する必要があります。
- ただし、個人情報を取得する状況において、利用目的が明らかであれば、逐一相手に伝える必要はありません。
(例:配送伝票にお客様が氏名・住所等を記入する場合などは配送目的で利用することは明らか)

② 個人情報を利用する際のルール

《 取得した個人情報を特定した利用目的以外のことに使っていますか? 》

解説

- 取得した個人情報は特定した利用目的の範囲内で利用する必要があります。(例:商品を配送するためだけに取得したお客様の住所を使って、自社の商品の宣伝はできません)
- そのため、個人情報の取得にあたっては、何に使うか利用目的をしっかりと考えたうえで、本人に伝えましょう。
- また、すでに取得している個人情報を特定した目的以外のことに利用したい場合は、あらかじめ本人の同意を得てください。

③ 個人情報を保管する際のルール

《 取得した個人情報を安全に管理していますか? 》

解説

- 個人情報をパソコンで管理したり、名簿等にまとめた場合は、安全に管理する必要があります。(例:電子ファイルであればパスワードを設定する、ウイルス対策ソフトを入れる、紙媒体であれば施錠できるところに保管する)
- また、従業員が会社の保有する個人情報を私的に使ったり、言いふらしたりしないよう、社員教育を行いましょう。

④ 個人情報を他人に渡す際のルール

《 取得した個人情報を無断で他人に渡していませんか?(委託の場合は除きます) 》

解説

- 個人情報を他人(本人以外の第三者)に渡す場合は、原則、本人の同意が必要になります。
- ただし、以下の場合は本人の同意を得なくても、個人情報を他人に渡すことができます。
【●法令に基づく場合(例:警察からの照会)、●人命に関わる場合で本人からの同意を得るのが困難な場合(例:災害時)、●業務を委託する場合(例:商品発送のために配送業者にお客様の氏名・住所を渡す場合)】

⑤ 本人から個人情報の開示求められた際のルール

《 「自分の個人情報を開示してほしい」とご本人から言われて、断っていませんか? 》

解説

- 会社が保管している個人情報について本人から開示や訂正等を請求されたら、企業は対応しなければなりません。
- また、その個人情報の利用目的を問われた場合に、しっかりと答えられるようにしておきましょう。

5月30日から、保有する個人情報が5千人分以下の企業も、個人情報保護法の適用の対象となりますので、お客様や従業員の個人情報を適切に取り扱っているか、しっかりと確認しておきましょう。

消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税率は、**8.0%**です。基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です！

基準期間とは、原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。
 例えば、個人事業者の場合、平成27年の課税売上高が1,000万円を超えていれば、平成29年は消費税の課税事業者となります。
 (注) 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合は、課税事業者になります。
 なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。
 詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご参照ください。

期限内納付のために

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※ 例えば、小売業で課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約27,000円（各月売上高×売上に対する納税額の目安率1.6%）となります。

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		農業、林業、漁業、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)																																											
	みなし仕入率	売上に対する 納税額の目安率	年間 課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額																																										
みなし仕入率	90%	0.8%	1,000	84	8	0.7	1,500	125	12	1.0	24	2.0	2,000	167	16	1.4	32	2.7	48	4.0	60	5.0	80	6.7	96	8.0	2,500	209	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0	3,000	250	24	2.0	48	4.0	72	6.0	96	8.0	120	10.0	144	12.0

(注1) 上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、経過措置(※)により旧税率が適用されるものは考慮していません。

※ 経過措置が適用されるものについては、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご参照ください。

(注2) 上記みなし仕入率は、原則として平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

納付方法は

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用した電子納税ができます。

特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダライタが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。



更に、個人事業者の方は

個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます！

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、税務署に備付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。)に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

※ 振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

問い合わせ先 古川税務署 TEL0229-22-1711 内線111.121 管理運営第一部門まで

社会貢献委員会 施設を訪問

日 時：平成29年1月24日（火）
 場 所：栗原氏築館字上高森
 内 容：(有)築館クリーンセンター
 施設内見学・講話
 担 当：社会貢献委員会



e-Taxの利活用を学ぶ

日 時：平成29年1月24日（火）
 場 所：古川商工会議所会館研修室
 内 容：『e-Tax実務研修会』
 講 師：古川税務署管理運営第二部門
 担当官
 担 当：IT委員会



ITを活用した戦略経営

日 時：平成29年2月1日（水）
 場 所：古川商工会議所会館研修室
 内 容：『ITを活用したブルーファームの
 ブランディング戦略』セミナー
 講 師：
 (株)ブルーファーム
 代表取締役
 早坂 正年 氏
 担 当：IT委員会





大同生命大阪本社ビル(大阪市西区江戸堀)～加島屋が店を構えた地に建つ～

大同生命は1902(明治35)年に創業しました。
中小企業経営者のもしものときの力になりたい。
創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した
「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、
いまでも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)
～大同生命の創業者の一人～



大同生命の礎を築いた
大坂の豪商“加島屋”



旧肥後橋本社ビル
(設計:W・M・ヴォーリス)

長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

企業を支えつづける夢がある。

DAIDO 大同生命保険株式会社

仙台支社 古川営業所/宮城県大崎市古川駅前大通2-6-16 (古川土地ビル3F) TEL 0229-22-6398

T&D
T&D保険グループ

URL

www.xpress.ne.jp/~hojinkai/

E-mail

ohsakh@cocoa.ocn.ne.jp